

新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2021 年 11 月 12 日

東京都新宿区西新宿 7 丁目 20 番 1 号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役 山下一仁

株式会社明光ネットワークジャパン（以下「当社」といいます。）は、2021 年 10 月 29 日付新設分割計画書に基づき、2021 年 11 月 5 日をもって、当社の個別進学館事業に関して有する権利義務の全部を、新たに設立する株式会社個別進学館（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本分割に関して会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

2021 年 10 月 29 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本分割に際して 200 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

当社に交付される新会社の株式の数につきましては、新会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるため、新会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

新会社の資本金及び準備金の額につきましては、会社計算規則第 49 条又は第 50 条に定めるところに従って、新会社が適当に定めることといたします。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新会社の債務（当社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みについて

本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

さらに、新会社に承継される予定の債務は、当社が重畳的債務引受を行います。

以上より、本分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

別紙

新設分割計画
(次頁以降に添付)

新設分割計画書

株式会社明光ネットワークジャパン（以下「当社」という）は、当社の個別進学館事業（以下「本件事業」という）を新設会社「株式会社個別進学館（以下「新会社」という）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割を行う。ただし、会社法第805条の規定により、分割計画につき株主総会の承認を得ないで新設分割を行うものとする。会社分割計画は以下のとおりとする。

第1条（新会社の定款記載事項）

新会社の本店の所在地は、東京都豊島区南池袋1丁目16番15号とし、新会社の目的、商号、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

第2条（新会社の設立時取締役の氏名）

新会社の設立時代表取締役、設立時取締役は次のとおりとする。

設立時代表取締役 山下一仁

設立時取締役 山下一仁

第3条（承継する資産、債務、その他の権利義務）

- 1 新会社は、当社から別紙2「承継権利義務明細書」記載の資産、債務、その他の権利義務（以下「本権利義務」という）を承継する。
- 2 本分割後、当社は、新会社に承継される債務すべてについて重畳的債務引受をする。負担割合は、新会社が100パーセント、当社が0パーセントとする。

第4条（新会社の普通株式全部の取得）

新会社は、本分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として普通株式200株を発行し、当社に全株式を割り当てる。

第5条（新会社の資本の額および準備金）

新会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

資本金 金60,000,000円

資本準備金 金30,000,000円

第6条（新設分割による変更および設立）

本分割は、2021年11月5日までに必要な手続きを終了させ、新設分割による変更

の登記及び設立の登記をする。新会社設立の予定日(以下「新会社の成立の日」という)は、2021年11月5日とする。

ただし、手続きの進行上必要ある場合は、当社の取締役会の承認を得てこれらを変更することができる。

第7条(競業避止義務の不存在)

当社は、本分割の効力発生後においても、競業避止義務を負わない。

第8条(条件の変更)

本分割計画書作成後、新会社の成立の日に至るまでの間に、法令に定められた関係官庁の承認が得られないとき、または天災事変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は必要に応じて本分割計画書を変更し、または本分割を中止することができる。

第9条(雇用契約の承継)

本分割において、当社と本件事業に所属し、かつ、主として従事する全ての従業員との間の雇用契約は、新会社に承継する。

第10条(規定外事項)

本分割契約書に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従って、当社がこれを

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

株式会社明光ネットワークジャパン

代表取締役 山下 一仁

決定することができる。

本分割計画の成立を証するため、本分割計画書1通を作成し、当社がこれを保有する。

2021年10月29日

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

株式会社明光ネットワークジャパン

代表取締役 山下 一仁

株式会社個別進学館 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社個別進学館と称し、英文では、KOBETSU SHINGAKUKAN CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 学習塾、予備校の経営
2. フランチャイズ形態による学習塾・予備校の経営
3. 教材、書籍、音響及び映像著作物、文具雑貨の制作並びにそれらの販売
4. 公開模擬試験の企画及び実施
5. 外国語・日本語教室の経営
6. 不動産の売買、賃貸借、管理及びこれらの仲介に関する業務
7. コンピューターソフトウェア、教育関連ソフトウェアの制作及び販売
8. 各種イベントの企画、立案、実施
9. 家庭訪問及び各種通信手段による教育並びに学習支援業務
10. 人材の職業適性能力の開発のための教育・研修
11. 学習塾、学校に対する経営指導及び運営支援
12. スポーツ教室、文化教室、コンピューター教室の経営及び運営支援
13. 各種資格取得のための指導及び講習会の開催
14. 一般労働者派遣事業
15. 学生寮の経営
16. 研修施設、厚生施設の経営
17. 広告代理店業務及び情報提供サービス業務
18. 経営コンサルタント業務
19. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、同項記載の日の後に募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

3 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者として定めることができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式の譲渡承認手続、株主名簿記載事項の記載の請求手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるほか、株式取扱規程において定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、必要があるときは取締役の同意によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の解任方法)

第19条 取締役は、株主総会において解任することができる。

2 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第5章 計算

(事業年度)

第21条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第22条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第23条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 前項の金銭には、利息を付さないものとする。

第7章 附則

第24条 (最初の事業年度)

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2022年3月31日までとする。

第25条 (設立時役員)

当社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表取締役 山下一仁

設立時取締役 山下一仁

第26条（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

第27条（本店の所在場所）

当会社の設立時の本店所在場所は次のとおりとする。

本店住所 東京都豊島区南池袋1丁目16番15号

以上、株式会社明光ネットワークジャパンの個別進学館事業に関して有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

2021年10月29日

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

株式会社明光ネットワークジャパン

代表取締役社長 山下一仁

承継権利義務明細書

本件新設分割の効力発生日において、新会社は当社から個別進学館事業（以下「本件事業」という）に属する下記の資産、負債、契約等の権利義務を承継するものとする。

なお、対象資産負債の評価は、2021年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

下記を含む本件事業に関する一切の資産

- ・固定資産額 58,961千円（明細は次のとおり）

（単位：円）

教室名	建物付属 設備	資産除去 債務資産	ソフト ウェア	保証金	長期 前払費用	計
志木校	1,490,289	330,715		1,666,668	416,666	3,904,338
大宮校	1			6,401,250		6,401,251
三軒茶屋校	246,264			4,433,940		4,680,204
吉祥寺校	5,421,941	447,672		11,318,400		17,188,013
練馬校	203,008	152,195		672,000	272,223	1,299,426
所沢校	100,050	152,195		719,280	9,250	980,775
海浜幕張校				3,444,580		3,444,580
事業部			19,965,985		1,096,669	21,062,654
計	7,461,553	1,082,777	19,965,985	28,656,118	1,794,808	58,961,241

- ・現預金 30,000千円
- ・商品 5,496千円
- ・貯蔵品 169千円

2. 負債

下記を含む本件事業に関する一切の負債（全て重畳的債務引受の方法による）

- ・資産除去債務 3,299千円

3. 契約関係（雇用契約は除く）

本件事業に関して当社が締結した基本取引契約、業務委託契約、その他本件事業に付帯関連する一切の契約上の地位及び契約に基づき発生する権利義務

4. 雇用契約

効力発生日に本件事業に所属し、かつ、主として従事する全ての従業員との雇用契約における使用者たる地位及び同契約に関する一切の権利義務

5. その他

本件事業に属する一切の知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権の一切